

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地の代替土地を取得した方へ  
《被災代替住宅用地に対する固定資産税等の特例措置》

## 1 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）の所有者が、当該被災住宅用地の代替土地を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、当該代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例を適用します。

\* 固定資産税・都市計画税においては、専ら人の居住の用に供する専用住宅などの敷地については、次の課税標準の特例措置が講じられています。

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡以下）	価額の1/6	価額の1/3
一般住宅用地	価額の1/3	価額の2/3

## 2 特例対象土地

- (1) 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得した土地で、当該被災住宅用地に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 取得後3年間の各年度の賦課期日においては、家屋又は構築物の用に供されていない土地（被災住宅用地の面積相当分）であること。（家屋や駐車場などに利用されていない土地）
- (3) 被災住宅用地に係る住宅のり災証明における程度は、半壊以上とします。ただし、り災程度が不明の場合は、写真等や現地調査などで判断します。

## 3 特例対象者

- (1) 平成23年1月1日における被災住宅用地の所有者  
（当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) (1)の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に(1)と同居する予定であると市長が認める者
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

#### 4 申告書等の提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書  
→ (様式第2号)
- (2) 当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類  
→ (り災証明書等)
- (3) 被災住宅用地が平成23年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたことを証する書類  
→ (平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等)
- (4) 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する誓約書  
→ (様式第3号)
- (5) 被災住宅用地及び代替土地の面積を証する書類  
→ (不動産登記事項証明書等)
- (6) 同居でない場合、同居を約する誓約書  
→ (様式第4号)
- (7) 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの  
→ (戸籍謄本等)
- (8) 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの  
→ (法人の登記事項証明書)

※ 上記添付書類は写しでも可

※ り災証明書、平成23年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等で、久喜市資産税課において確認できるものは、添付を省略することができます。

#### 5 問い合わせ先

久喜市役所資産税課